大阪都市計画図（地域地区その１）

総括図	令和８年度 大阪都市計画 臨港地区の変更 （大阪府決定）

S=1/25,000

凡　例

都市計画区域境界・市界	市街化区域及び市街化調整区域境界

用途地域

- 第１種中高層住居専用地域
- 第２種中高層住居専用地域
- 第１種住居地域
- 第２種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 20－100　容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合）　容積率を表わす。
- 道路（計画道路を含む）の境界から25m後退した容積率境界
- 廃止した計画道路の境界から25m後退した容積率境界
- 道路（計画道路を含む）の境界から40m後退した容積率境界
- 道路（計画道路を含む）・河川等の中心、地形地物・敷地等の容積率境界
- 廃止した計画道路のの中心による容積率境界
- 準工業地域で建蔽率が$\frac{6}{10}$の区域

（備考）1．路線式の用途地域は原則として道路（計画道路を含む）境界から両行25mとする。
2．河川用地は各々その隣する地域とする。（ただし新淀川・大和川は用途地域の指定はない。）
3．第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域の建蔽率は各、準工業地域の建蔽率は各又は各、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域の建蔽率は各とする。

特別用途地区

- 中高層階住居専用地区
（備考）中高層階住居専用地区においては、４階以上（第１種）又は、５階以上（第２種）における建築物の用途の制限等が定められています。
- 工業保全地区
- 国際観光地区
- 風致地区
- 駐車場整備地区
- 臨港地区

最新変更

用途地域	令和７年12月
特別用途地区	令和元年９月
中高層住居専用地区	平成25年４月
工業保全地区	令和元年９月
国際観光地区	令和元年９月
風致地区	平成25年４月
駐車場整備地区	平成25年４月
臨港地区	令和２年１月

地区計画

- 地区計画
（備考）（20）、（30）、（40）：敷定容積率（セットバック誘導型地区計画の区域内において、セットバックしない場合の容積率）
- 地区計画（再開発等促進区が定められているもの）

臨港地区を変更する区域

凡　例

府県界	警察署
市界	交番
区界	消防署・同出張所
町界	郵便局（本局・特定局）
丁目界	学校（大・高）
ＪＲ鉄道線	同上（中・小）
鉄道線	病院
市営高速鉄道（地下鉄）	工場
渡船	神社
橋梁	寺院
区役所・同出張所	池沼
公共施設・主な建物	

1：25,000

0　500　1000　2000m

（注）本地図は、印刷ずれ等で明確でない部分もありますので、詳細については、本庁舎２階都市計画案内コーナーに備えてある縮覧図面で確認してください。なお、大阪都市計画区域以外で記載している都市施設は参考として載せています。

大阪市計画調整局　令和７年３月調製